事 務 連 絡 令和7年10月9日

- 各 都道府県介護保険主管部(局) 御中
- 各 市区町村介護保険主管部(局) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和7年台風第22号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記災害の被災に伴い、東京都の一部地域において災害救助法(昭和 22 年法律第 118号)が適用されました。このため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡 令和7年10月9日

東京都介護保険主管部 (局) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和7年台風第22号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記災害の被災に伴い、貴管内の一部地域において災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用されました。このため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡 平成25年5月7日

各都道府県介護保険主管部(局) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課 高齢者支援課 振 興 課 老 人 保 健 課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要介護高齢者等については、保険者において適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた場合等にあっては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、 介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力 を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難 対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いいたします。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所 (避難所や避難先の家庭、旅館等)で生活している場合でも必要なサービスを受けら れるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業 者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いいたします。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーション等については、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。

4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第50 条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市 町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額(特別調整交付金の算定 基準に該当するもの)が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付 金を交付することとなります。